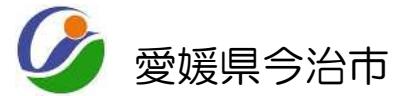




今治市公共下水道計画区域見直し（案）概要版

～将来も安心して使い続けられる下水道をめざして～



今治市の公共下水道は、水洗トイレを安心して使える生活環境づくり、においやハエ・蚊など害虫を減らす清潔で快適なまちづくり、そして瀬戸内海や身近な川をきれいに守るために整備を進めてきました。しかしながら下水道事業を取り巻く状況は、人口減少等による収益の減少が見込まれる中で、老朽化した施設の改築・更新、想定される地震や近年頻発する豪雨災害への対策、さらに下水道未普及地域への下水道整備を実施していく必要があります、経営環境は将来にわたって厳しさを増すことが想定されます。

こうした背景のもと、将来世代に過度な負担を残すことなく、持続可能な下水道事業の運営を推進していくため、現在も未普及地域が残る「今治処理区」、「北部処理区」、「大西処理区」、「木浦・有津処理区」の4処理区において、公共下水道計画区域の見直しを行います。なお、今回の見直しは、未整備地域における今後の整備方針を示すものであり、すでに下水道整備が完了している区域については見直しの対象外としています。

（1）公共下水道計画区域見直しの背景（本編P2～5）



図1 今治市の下水道事業を取り巻く環境の変化

（2）公共下水道計画区域見直しの考え方と方針（本編P7～10）

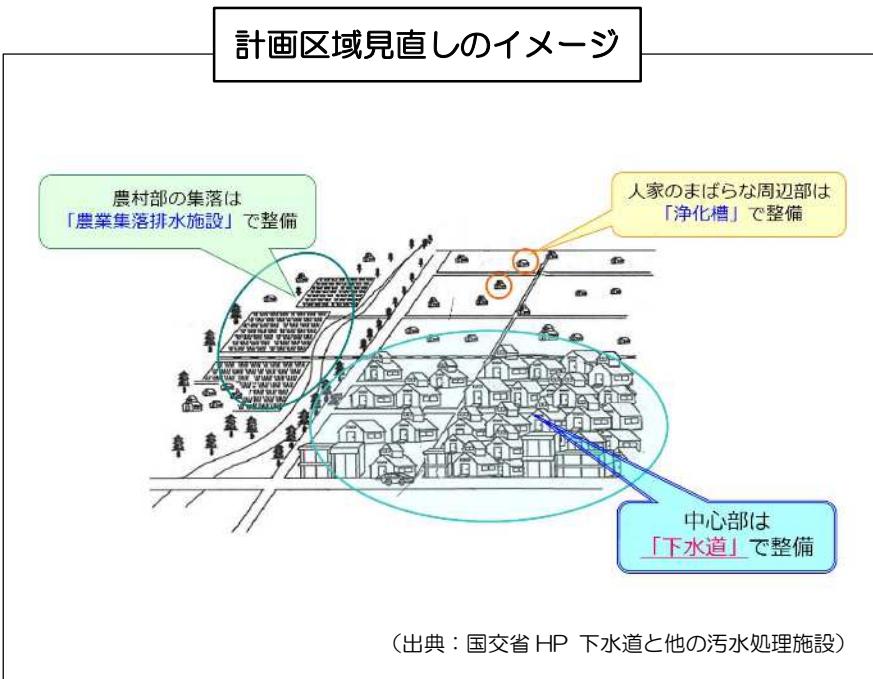
地域の特性に応じた効率的な汚水処理区域に見直すため、国のマニュアル^{※1}に示された4つの観点を参考に公共下水道計画区域の見直しを行います。

公共下水道計画区域見直しの考え方と方針

観点	判断基準	方針
①都市計画との整合	市街化区域 ^{※2} は、「計画的に市街化を図る区域」とされ、都市計画上、居住・生活のための都市施設の整備が前提とされていることから、市街化区域であるか否かを判断の基準とします。	⇒「市街化区域」は、これまでどおり都市施設として『公共下水道での整備』を推進します。
②整備期間	区域全体を現在の事業ペースで整備した場合、整備完了までに約40年を要すると見込まれており、事業の長期化は費用面だけでなく環境面でも望ましくないことから、整備完了までの期間を判断の基準とします。	⇒「下水道整備に長期間を要する全体計画区域」は、『合併処理浄化槽で汚水処理する区域』とします。
③経済性	持続可能な下水道事業の運営のためには、収支バランスを考慮した投資が必要であり、下水道使用料にも影響を与える要因となることから、投資効果を判断の基準とします。 投資効果の判断基準：費用（建設費+維持管理費）と収入（下水道使用料+受益者負担金）との比較	⇒「投資効果が見込めない事業計画区域」は、『合併処理浄化槽で汚水処理する区域』とします。
④地域特性	国道沿線や河川区域、地形の制約がある等、下水道整備が困難であるかを基準とします。	⇒「整備が困難な事業計画区域」は、『合併処理浄化槽で汚水処理する区域』とします。

※1 持続的な汚水処理システムの構築に向けた都道府県構想マニュアル（国交省、農水省、環境省）

※2 既成市街地及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。この区域では道路、公園、下水道などの都市施設が計画的に整備されます。

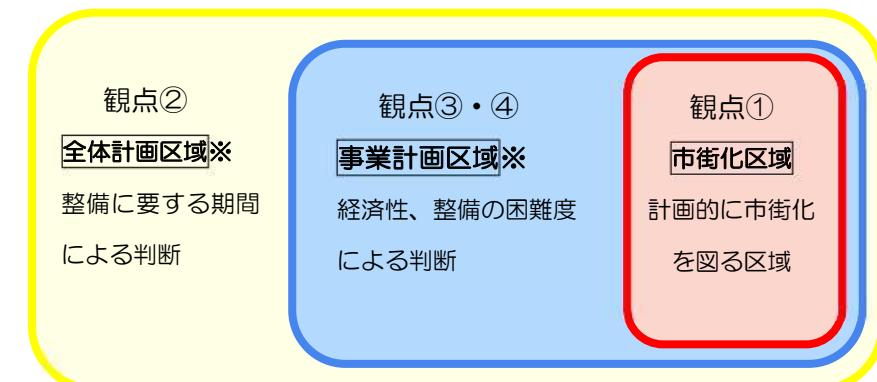


（出典：国交省HP 下水道と他の汚水処理施設）

図2 汚水処理施設の種類と概念図

注）「農業集落排水施設」は農村集落における汚水処理方式（集合処理）。当該施設は整備完了済のため今回の見直し対象外です。

公共下水道の区域見直しの考え方のイメージ



※全体計画区域：長期的（概ね20～30年後）な下水道施設の配置計画に基づき設定した区域

※事業計画区域：全体計画区域のうち、概ね5～7年内に整備する予定の区域

（3）公共下水道計画区域見直し（案）（本編P11～18）

今回の見直しは、地域ごとに最適な処理方式を選択することにより、将来にわたって安全かつ安定した汚水処理を継続すること目的としています。この方針に基づき検討した結果、汚水処理施設の区域の区分は、以下のとおり整理しました。

市街化区域 ⇒ 公共下水道を継続

「公共下水道計画区域内」

上記以外の区域 ⇒ 合併処理浄化槽で汚水処理をする区域へ

「公共下水道計画区域外」

見直し後の今治処理区、北部処理区、大西処理区、木浦・有津処理区の全体計画区域の面積は下表のとおりです。

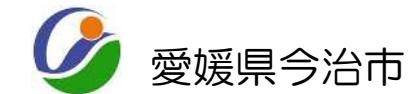
処理区	見直し前(ha)	見直し後(ha)	増減
今治	3,023	2,611	▲412
北部	523	478	▲45
大西	271	233	▲38
木浦・有津	192	126	▲66
合計	—	—	▲561

注）見直し後の公共下水道計画区域図（案）はP3に掲載しています。



今治市公共下水道計画区域見直し（案）概要版

～将来も安心して使い続けられる下水道をめざして～



（4）見直し後の汚水処理施設の整備について（本編P19～20）

① 公共下水道計画区域内

見直し後の公共下水道計画区域においても、下水道未普及地域が残っています。これらの地域については、以下の方針により整備を進めています。

- 整備効果が高い地域から優先的に整備していきます。
- 今後10年程度での整備完了を目指していきます。

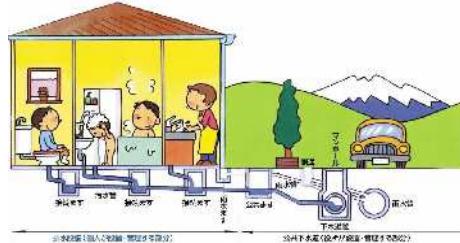


図3 公共下水道排水の概略図

② 公共下水道計画区域外

今回の見直しにより、公共下水道の計画区域外になる地域は、「合併処理浄化槽」で排水をきれいにする区域となります。

◆ 合併処理浄化槽とは

- 台所・お風呂・トイレなどの水をまとめて処理できる設備です。
- 生活排水（BOD※2 150～300mg/L）を1/10程度（BOD20mg/L以下）まで浄化し、環境を損なわない水質にします。
- 下水道と同等の処理能力があり、国も推奨する方式です。

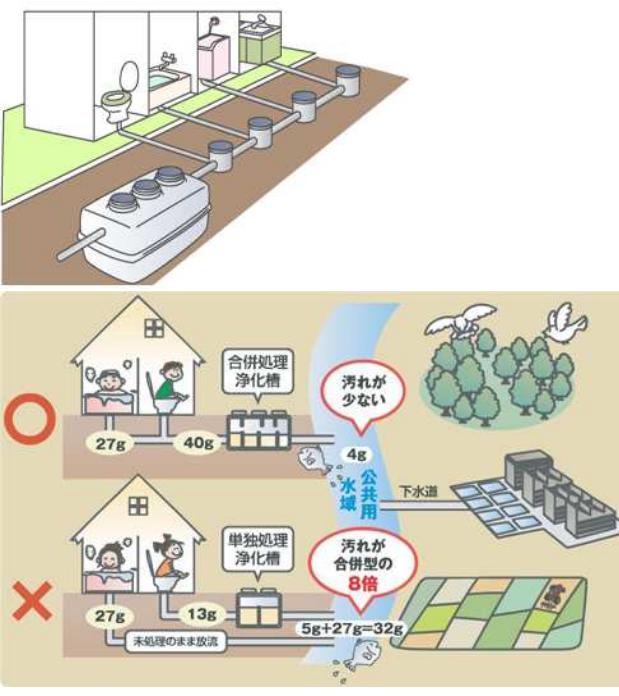


図4 合併処理浄化槽排水の概略図及び水質改善効果

※2 「水の汚れの多さ」を表す指標の一つ。正式名称は「生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）」

（5）合併処理浄化槽の補助制度について（本編P21）

本制度は、従来から実施している補助制度です。今回の見直しによって公共下水道計画区域外となる地域についても、引き続き本制度をご利用いただけます。

（設置の補助）

本市では、主に居住を目的とした住宅等に合併処理浄化槽を新設される方、また既存の単独処理浄化槽（し尿のみ処理する浄化槽）又はくみ取り槽を合併処理浄化槽に転換（設置替え）される方に、下表の人槽に応じて設置費の一部を補助しています。（公共下水道事業計画区域及び集落排水等の処理区域を除く）

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の場合に限り、設置費の補助に加えて宅内配管工事にかかる費用の一部（限度額30万円）について補助を受けることができます。

（維持管理の補助）

合併処理浄化槽（10人槽以下）の維持管理の費用について、以下の条件を満たす場合に、浄化槽1基につき、1年当たり1万円を限度に補助を受けることができます。

- （公社）愛媛県浄化槽協会の登録を受けており、適正に清掃、保守点検、法定検査が行われているもの。（保守点検契約を行い、清掃（年1回以上）と11条検査（年1回）が実施されていること。）
- 設置場所が、下水道を利用できる区域に入っていないこと。

合併処理浄化槽の補助制度

（設置費の補助）

項目	区分	補助限度額	
		新築	転換（単独→合併）
浄化槽設置	5人槽	最大 332,000円	最大 450,000円
	6～7人槽	最大 414,000円	最大 600,000円
	8～10人槽	最大 548,000円	最大 800,000円
宅内配管工事	配管工事費	-	最大 300,000円
合計（例：5人槽・転換時）		-	最大 750,000円

（維持管理の補助）

- 年1万円を上限（10人槽以下）

合併処理浄化槽の補助金についてのご相談は、下記の連絡先までご連絡ください。

問い合わせ先 今治市 市民環境部 市民環境政策局
環境政策課 電話：0898-36-1535

（6）市民の皆様へ

今回の見直しは、持続可能な下水道事業運営と、市内のすべての地域において快適に暮らせる環境づくりのために実施するものです。「下水道」と「合併処理浄化槽」は地域の水をきれいにする大切な手段です。今治市は安心して暮らせる水環境を支えていきます。

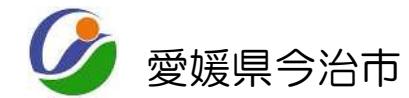


図5 水循環の概念図

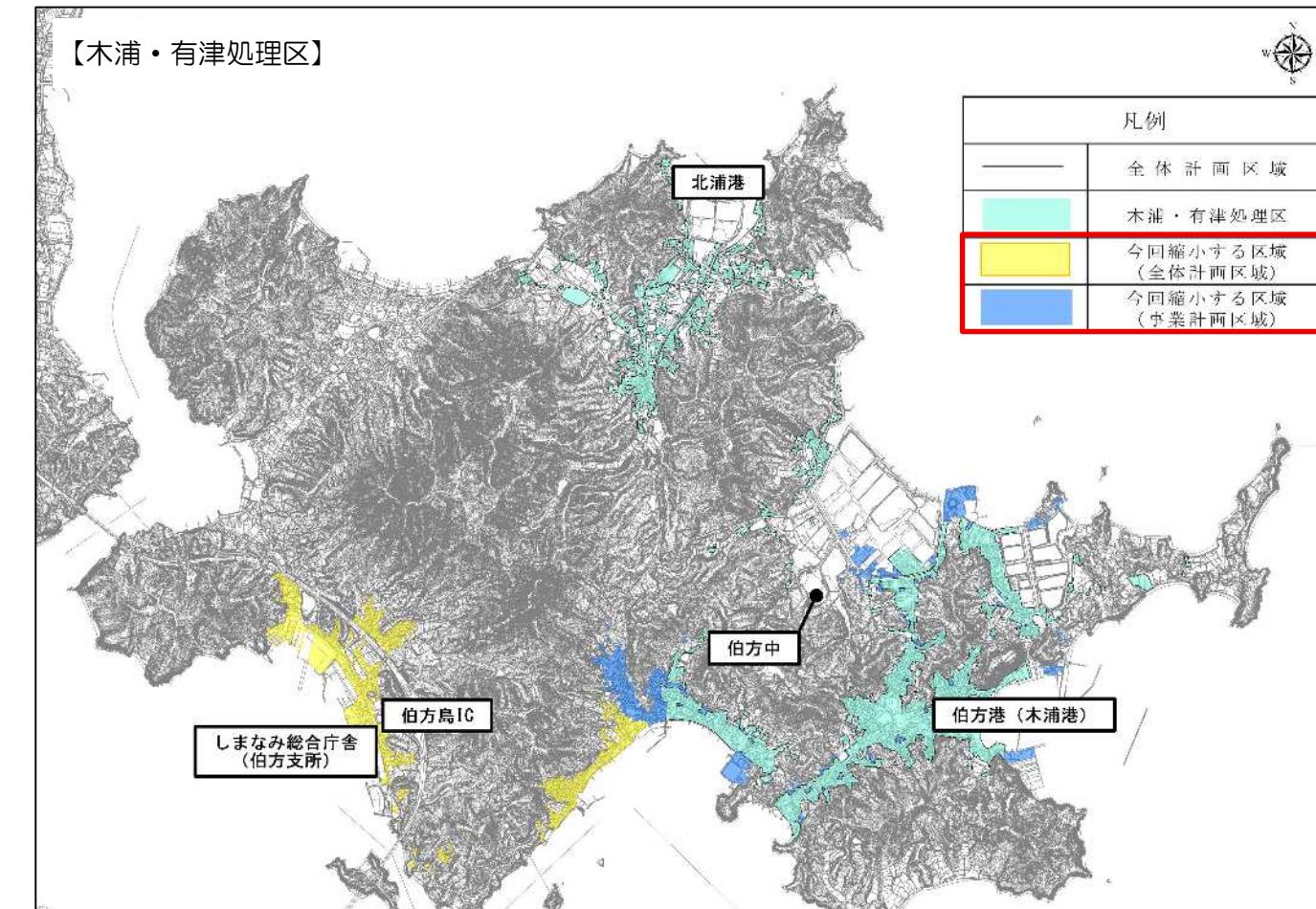
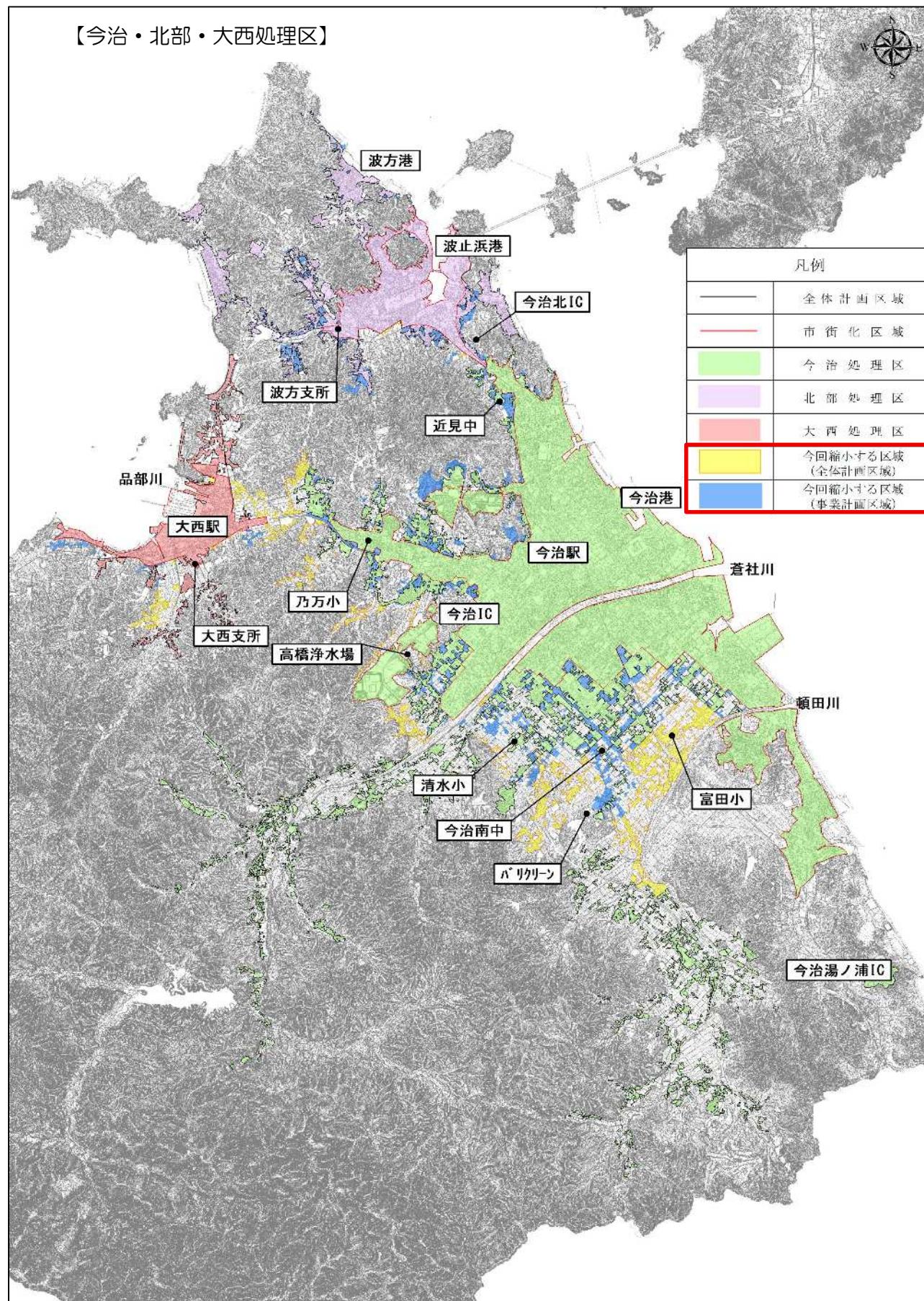


今治市公共下水道計画区域見直し（案）概要版

～将来も安心して使い続けられる下水道をめざして～



○公共下水道全体計画区域図（新旧図）



※既に下水道整備が完了している区域については見直しの対象外です。

詳しい情報はこちから

詳細な区域図（1：2500）については、市ホームページ、または今治市下水道工務課及び各支所でご覧いただけます。[\(https://www.city.imabari.ehime.jp/public/\)](https://www.city.imabari.ehime.jp/public/)

今回の計画区域見直し全般についてのお問い合わせは、今治市下水道工務課（下記のお問い合わせ先）までご連絡ください。

問い合わせ先

今治市 上下水道部 上下水道政策局 下水道工務課 電話：0898-36-1571